

氷見市自走式木材等粉碎機貸出事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が所有する自走式木材等粉碎機（以下「機械」という。）を貸し出すことにより、市民の自主的な里山整備等を推進し、市内の里山等の保全及び再生を図ることを目的とする。

（対象機械）

第2条 貸出の対象機械は、別表第1に定めるとおりとする。

（配置場所）

第3条 機械は、産業振興部農林畜産課の所有とし、道路管理センターに配置する。

（貸出対象者）

第4条 機械の貸出を受けることができる者は、市内に住所を有する個人又は市内の山林所有者を含む地域、団体等の代表者であり、かつ、原則として市等が実施する機械の安全操作等に係る講習会を受講した者及び受講した者が所属する団体とする。

（貸出期間）

第5条 機械の貸出期間は、3日を限度とする。ただし、市長の承認を得ることで更に3日を限度として期間の延長をすることができる。

2 機械の貸出及び返却は、土日祝祭日及び年末年始を除く午前9時00分から午後4時00分の間とする。また貸出期間の最終日が土日祝祭日に属する場合、翌開庁日の正午までに返却するものとする。

3 機械の貸出について、休止期間を設けることがある。

4 貸出期間は当該年度の3月31日を超えないものとする。

5 同一の貸出対象者に対する年間の貸出回数は4回までとし、月に1回を上限とする。

（無償貸出）

第6条 機械の貸出料は、無償とする。

（貸出手続）

第7条 機械の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自走式木材等粉碎機貸出申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、貸出を希望する日の15日前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定し、自走式木材等粉碎機貸出決定通知書（様式第2号）（以下「貸出決定通知書」という。）を以って申請者に通知しなければならない。

3 貸出決定通知書の通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出決定通知書を持参し、機械を借り受けるものとする。

4 貸出期間を延長したい場合は、借受者は事前に自走式木材等粉碎機貸出期間延長申出書（様式第3号）を市長に提出し、貸出期間延長承認書（様式第4号）により承認を受けなければならない。

（経費負担）

第8条 借受者は、貸出期間中における機械の運搬、燃料に要する経費を負担するものとする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 機械を使用目的及び指定された使用場所以外で使用しないこと。
- (2) 機械は常に良好な状態で管理し、使用すること。また、清掃等現状を回復した上で返却すること。
- (3) 機械を転貸しないこと。
- (4) 始業前に必ず機械の点検を行い、安全対策に万全を期すこと。また、作業する際は必ず安全操作等に係る講習を受けた者を立ち合わせること。
- (5) 作業中は皮手袋（軍手不可）、作業服、作業靴、ヘルメットを着用すること。
- (6) 機械の使用中の事故や怪我等については、氷見市に対して一切責任を求めないこと。
- (7) 機械に損害が生じたときは、その事実発生後、直ちに自走式木材等粉砕機破損報告書（様式第5号）により、その状況を報告すること。
- (8) その他氷見市から指示があった場合は、協議等に応じること。

(機械の返却)

第10条 借受者は、貸出期間が終了したときは、機械に故障、破損箇所等がないことを確認し、清掃を行い、燃料を満タンにした上で、氷見市に返却するとともに、自走式木材等粉砕機使用実績報告書（様式第6号）に自走式木材等粉砕機使用簿（様式第7号）及び自走式木材等粉砕機点検整備簿（様式第8号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 氷見市は、返却を受けたときは、機械の状態を確認するものとし、故障、破損、清掃の未完了等を発見したときは、補正を求める等、必要な措置を講ずることができる。

(返却命令)

第11条 市長は、借受者が次の各号に該当するときは、当該借受者が借受けた機械を返却させることができる。

- (1) 提出した申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) この要綱に定める事項に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、借受者に貸出不適当と認められる行為があった場合

(損害賠償)

第12条 機械の使用上の不注意又は故意の過失等により借受けた機械を損傷し、滅失または損壊したときは、これを賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月16日から施行する。

別表第1

名称	型式	メーカー	台数	導入年月	保管場所
自走式木材等粉砕機	GS133GH	(株)大橋	1	令和6年8月	道路管理センター倉庫